

療育支援事業と障がい児通所支援事業所の連携について

2021年(令和3年)7月

福山市保健福祉局福祉部 障がい福祉課

障がい児等療育支援事業は、
在宅で生活する障がい児（者）の
ライフステージに応じた地域での
生活を支援するため

施設等の有する機能を活用した療育訓練等を実施することを目的とするもので、次の障がい児（者）施設を経営する社会福祉法人に事業を委託し、実施しています。

法人名	名称	連絡先
社会福祉法人創樹会	地域療育支援センターあしすと	959-2820
社会福祉法人こぶしの村福祉会	児童発達支援センター草笛学園	972-3950
	児童発達支援センターひかり園	973-8671
社会福祉法人「ゼノ」少年牧場	「ゼノ」こぼと園	987-3386
社会福祉法人尾道さつき会	児童発達支援センターあいあい	0848-40-0073
社会福祉法人あづみの森	尾道発達相談・療育支援センターあづみ園	0848-20-7887

訪問療育指導

療育指導を希望する在宅障がい児（者）の家庭に定期的若しくは随時訪問，又は地域からの依頼を受け，個別又は集団の方法により，各種の療育指導を行うもの。

外来療育指導

外来の在宅障がい児（者）
及び保護者に対し、個別又は
集団の方法により各種の療育
指導を行うもの。

施設支援一般指導

障がい児通所支援事業所，障がい児保育を行う保育所等及び障がい児の通う放課後児童クラブの職員に対し，在宅障がい児（者）の療育に関する技術の指導を行うもの。

早期療育の推進を図るためには、当事業と障がい児通所支援事業所が有機的に連携することが求められます。

これまでも、本事業の円滑な実施に向け必要な連携をいただいております。

引き続き、地域における重層的な
支援体制の構築に向け取り組みを進
めてまいりますので、ご理解とご協
力をお願いいたします。